

仙台市太白区草刈機器窓口貸出要領

(令和7年6月13日太白区建設部公園課長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、仙台市太白区内の公園緑地等の公共的な用地の草刈作業に対し、草刈機器を貸出すことによって、区内の生活環境を良好に保ち、もって市民と行政との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(貸出品)

第2条 貸出対象とするのは、太白区建設部公園課（以下「公園課」という。）が保有する、肩掛式草刈機（混合油使用）：2台、ヘッジトリマー（充電式）：2台、草刈鎌：（大）5丁、（小）5丁、飛散防護ネット（150cm×200cm）：2台、保護メガネ：4個（以下「貸出品」という。）。

(貸出対象者)

第3条 貸出品を借受けることができる者は、原則、太白区管内の町内会、公園愛護協力会、太白支部等とする。

(貸出基準)

第4条

- 1 回の貸出日数は、原則5日(土日祝含む)までとする。
- 肩掛式草刈機の同時貸出台数は1台までとする。なお、その他貸出品についての台数制限は設定しない。
- 貸出品の運搬は、貸出品を借受けた対象団体（以下「借受団体」という。）が行うこととする。
- 貸出品の貸出及び返却は、開庁日の9時00分から16時30分に公園課で行うものとする。
- 前各項の規定にかかわらず、公園課長は、保守点検等のため必要と認めた時は、貸出しを中止することができる。
- 燃料は、貸出時に満タンで貸出し、それ以上の使用を行う際は借受団体が負担するものとする。

(貸出手続)

第5条 貸出品の借受けを希望する対象団体は、貸出品の受取を希望する日（以下「希望日」という。）までに、草刈機器借用申込書（窓口）（別記様式第1号）を公園課長に提出しなければならない。

- 2 申込は、希望日の一か月前（閉庁日の場合は直後の開庁日）から受付を開始する。
- 3 貸出は、申込の先着順とする。
- 4 借受団体は、草刈作業が終了したときは、速やかに草刈作業報告書（別記様式第2号）を公園課に提出するものとする。

（禁止事項）

第6条 借受団体は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸出品を、太白区区内の公共的な用地（公園緑地等）の草刈作業以外の用途に使用すること
- (2) 貸出品を第三者に譲渡又は転貸すること
- (3) 貸出品を変造すること
- (4) 貸出品を利用して処理請負等の事業を行うこと

2 区長は、借受団体が前項各号に掲げる禁止事項に違反した場合は、貸出しを中止することができる。

3 前項の規定による貸出しの中止に伴い、借受団体に損害等が生じても、公園課長はその賠償の責めを負わない。

（遵守事項）

第7条 借受団体は、貸出品の使用及び保管にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に貸出品を善良な管理者の注意をもって使用し、保管すること
- (2) 作業実施の際は、歩行者等周囲の安全確保に十分配慮すること
- (3) 貸出品使用中は、機械を破損又は汚損しないよう十分に注意し、使用後は清掃を行い、汚れ等を落とすこと
- (4) 貸出品使用中、機械に異常を感じたら、直ちに使用を中止して公園課まで連絡し、その指示に従うこと

（賠償責任）

第8条 借受団体の故意又は過失により、貸出品を故障又は破損させた場合は、速やかに公園課に連絡し、公園課は故障又は破損の修理を行う。この場合、修理に要した費用等は借受団体が負担する。

2 貸出品の貸出中に生じた事故、第三者に与えた損害等については、借受団体が一切の責任を負うものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は公園課長が別に定める。

附則

この要領は，令和7年6月13日より施行する。